

自己点検事項

◇ 新生児治療回復室入院医療管理料(A303-2)

(1) 病院の一般病棟の治療室を単位としている。 (適 ・ 否)

(2) 当該保険医療機関内に専任の小児科の常勤医師又は週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の小児科の非常勤医師が常時1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(3) 当該治療室における助産師又は看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上である。 (適 ・ 否)

(4) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えている。

ア 救急蘇生装置(気管内挿管セット) (適 ・ 否)

イ 新生児用呼吸循環監視装置

ウ 新生児用人工換気装置

エ 微量輸液装置

オ 経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置

カ 酸素濃度測定装置

キ 光線治療器

※ ただし、当該治療室が新生児特定集中治療室又は新生児集中治療室と隣接しており、上記の装置及び器具を新生児特定集中治療室又は新生児集中治療室と共有しても緊急事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。

(5) 自家発電装置を有している病院である。 (適 ・ 否)

(6) 当該病院において、電解質定量検査及び血液ガス分析を含む必要な検査を常時実施できる。 (適 ・ 否)

(7) 以下のいずれかの届出を行っている。 (適 ・ 否)

ア 新生児特定集中治療室管理料

イ 総合周産期特定集中治療室管理料

点検に必要な書類等

・専任の小児科の常勤医師が常時配置されていることが確認できる書類と出勤簿

点検に必要な書類等

・勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌
・日々の入院患者数が分かる一覧表

医療機関コード
保険医療機関名